

届出（記録）の修正・取消

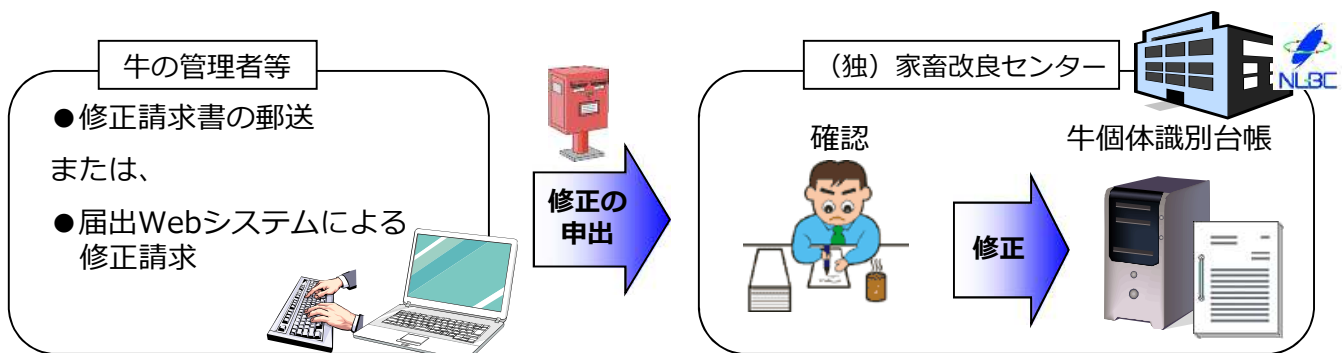
（１）届出（記録）の修正・取消

牛の管理者（農家）は、自分が管理している牛の出生・異動情報の記録を修正又は取消する場合には、センターに修正※¹・取消※²の請求を行う必要があります。

※¹ 修正とは、牛个体識別台帳（全国データベース）に記録されている出生・異動情報に誤りがあった場合、その情報を消去し、正しい内容の出生又は異動の再届出（記録）を行うことです。

※² 取消とは、牛个体識別台帳（全国データベース）に記録されている出生・異動情報に誤りがあった場合、その情報を消去することです。

（２）修正の流れ



（３）修正・取消の手続きについて

ア 郵送による方法

牛の管理者（農家）は、届出（記録）を修正・取消するときは、修正請求書※に必要事項を記載し、押印の上、（独）家畜改良センター 个体識別部あてに郵送してください。

→ 電話やメール、FAXでの受付は行っていません。

お急ぎの方は、農林水産省 地方農政局 県域拠点（P62）にご相談願います。

修正請求書は、本誌P35～41又は牛个体識別情報検索サービスのホームページから入手可能です。

詳しくはこちら → <https://www.id.nlbc.go.jp/data/syusei.html>

※ 自分が届出（報告）を行った記録の修正・取消を行う場合は、【別紙1】（P35参照）、自分以外の牛の管理者（農家）が届出（報告）を行った記録の修正・取消を行う場合は、【別紙2】（P37参照）です。なお、【別紙2】で修正請求を行う場合は、正しい内容を証明するための書類（血統登録証の写し等）の添付が必要です。

【修正請求書郵送先】

〒961-8511

独立行政法人 家畜改良センター 个体識別部

（上記のとおり、住所は省略して記載しても郵送されます。）

イ 届出Webシステムによる方法

「届出Webシステム」の操作方法については、こちらの操作マニュアルをご覧ください。

→ <https://www.id.nlbc.go.jp/data/wns.html>



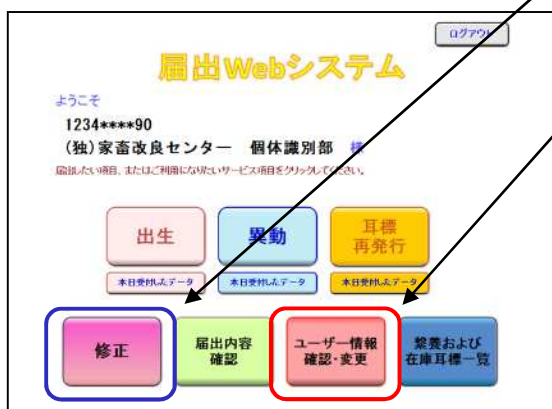
(ア) 主な特徴

- ① 届出Webシステムでの届出（報告）に必要な初期登録を行っていただければ、ご自身で届出（報告）された内容に限り修正請求が可能です。
- ② 請求の当日又は翌日に修正を行います（土・日・祝日の場合は、休日明けに修正を行うため日数がかかります）。
- ③ 家畜個体識別代行届出（報告）システム（P18）の利用手続きを行い、代行届出（報告）した届出（報告）内容を修正請求することも可能です。
- ④ 記録の修正が完了すると、電子メールでお知らせします。

(イ) 利用方法

届出Webシステム

I. トップ画面



1. メニュー「修正」より修正画面へ進みます。
※ この機能を利用するには、**事前に認証コードを取得しておく必要があります。**

【認証コードの取得方法】

- ① トップ画面の「ユーザー情報確認・変更」をクリックします。
- ② 「認証コード入力・発行」をクリックします。
- ③ 認証コードを「発行する」をクリックします。
- ④ 送信先として表示されているメールアドレスに認証コードを記載したメールが送信されます。
- ⑤ メールを受信を確認し、受信したメールに記載されている認証コードを入力し、「確認する」→「戻る」→「TOPへ戻る」をクリックします。
- ⑥ トップ画面（メニュー画面）に「認証コード確認済」と表示されます。

(注意)

- ◆ 認証コードは「発行する」ボタンを押すたびに更新され、最後に発行したもののみ有効です。
- ◆ 発行した認証コードの有効期限は**当日限り**です。翌日以降は、再度発行してください。
- ◆ 一度認証コード確認を行うと、ログアウトするまで有効です。修正、繋養牛及び在庫耳標一覧等の出力の都度、認証コードを確認する必要はありません。

(ログアウトした場合は、再度認証コードの確認を行ってください)

2. トップ画面の「修正」をクリックすると「修正請求のページ」が表示されます。
修正を行う個体識別番号を入力し、「確認」をクリックします。

II.修正・取消請求画面

修正請求のページ(異動履歴一覧画面)

ユーザー情報 (この内容を請求する方)	農家コード 1234****90	名称 (独)家畜改良センター 個体識別部	前回ログイン日時: 2016/3/24 10:42:01 ログイン日時: 2016/3/24 15:34:22
------------------------	---------------------	-------------------------	--

◆ 修正請求を行える履歴は「修正の可否」に表示のとおりです。該当するものを選択してください。

No.	飼養場通称	異動内容	異動年月日	飼養場所在地	氏名または名称	修正の可否
1	福島県	出生	2016/3/15	西白河郡西郷村	(独)家畜改良センター 個体識別部	修正可

戻る

3. 入力した個体識別番号の履歴が表示されます。このうち、修正できるものは「修正可」と表示されます。

なお、修正できない履歴は「修正不可」、修正請求中の履歴は「修正中」と表示されクリックできません。

修正請求のページ(出生届出修正画面)

ユーザー情報 (この内容を請求する方)	農家コード 1234****90	名称 (独)家畜改良センター 個体識別部	前回ログイン日時: 2016/3/24 10:42:01 ログイン日時: 2016/3/24 15:34:22
------------------------	---------------------	-------------------------	--

◆ 履歴の一部を修正する場合には、修正したい内容を入力し、「修正する」ボタンを押してください。履歴すべてを取消し場合は、「取消する」ボタンを押してください。

【出生】

農家コード	1234****90
氏名または名称	(独)家畜改良センター 個体識別部
個体識別番号	*****
出生年月日	2016/03/15
雌雄の別	*1.オス *2.メス
母牛個体識別番号	*****
種別	1.ホルスタイン種

修正する 取消する 戻る

4. 修正したい内容を変更し、「修正する」をクリックします。履歴を全て取り消す場合には、「取消する」をクリックします。

修正請求のページ(出生届出修正画面)

ユーザー情報 (この内容を請求する方)	農家コード 1234****90	名称 (独)家畜改良センター 個体識別部	前回ログイン日時: 2016/3/24 10:42:01 ログイン日時: 2016/3/24 15:34:22
------------------------	---------------------	-------------------------	--

◆ 一度報告された修正内容は訂正出来ませんので、内容を良くご確認ください。「修正する」ボタンを押してください。

【出生】

農家コード	1234****90
氏名または名称	(独)家畜改良センター 個体識別部
個体識別番号	*****
出生年月日	2016/03/15
雌雄の別	1.オス
母牛個体識別番号	*****
種別	1.ホルスタイン種

修正する 戻る

【牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法】(以下、法という。)第9条(出生及び輸入の届出)、第11条(譲渡等及び譲受け等の届出)、第12条(変更の届出)又は第13条(死亡、とざつ及び輸出の届出)に基づく届出に誤りがあったため、当該届出のうち誤りのあった事項を取り消すとともに、上記のとおり法第9条又は第11条から第13条に基づき届出いたします。

5. 確認画面が表示されますので、よろしければ、「修正する」又は「取消する」をクリックします。

III.完了画面

修正請求のページ(修正請求完了画面)

ユーザー情報 (この内容を請求する方)	農家コード 1234****90	名称 (独)家畜改良センター 個体識別部	前回ログイン日時: 2016/3/24 10:42:01 ログイン日時: 2016/3/24 15:34:22
------------------------	---------------------	-------------------------	--

***** の修正(取消) 請求を受付ました。

請求の内容は、家畜改良センターで確認を行います。請求後、直ちに反映はされません。履歴への反映まで数日かかる場合があります。

修正を行う個体識別番号を入力する画面に戻る

「既に譲渡(転出)している牛」について、修正請求を行った場合の留意事項

既に譲渡(転出)している牛の個体情報「出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、種別(以下「基本4情報」という。)」の一部又は全部を修正した場合には、譲渡先の農家(転出先)における家畜共済及び牛マルキン等の申請や交付等に影響を及ぼすことが考えられます。このため、基本4情報の修正を行った場合は、速やかに、当該牛の譲渡先の農家に対して、修正を行った旨を通知し、その内容の説明を行っていただくようお願いします。

また、当該牛の譲渡先の農家との間で、牛の取引上の問題が生じた場合は、当事者間で話し合いをして解決いただくようお願いします。

(4) 受付から修正・取消までの日数

ア 郵送の場合：受付後1～4日後

修正請求書【別紙1】(P35)がセンターに到着した当日又は翌日に修正を行います。しかし、必要に応じて、本人に内容確認を行う場合や【別紙2】(P37)の請求に基づき、元の届出(報告)を行った牛の管理者に(出生農家等)に確認を行う場合は、修正するまで数日間かかることがあります。

イ 届出Webシステムからの場合：当日～翌日

センターが休日の日(土曜・日曜・祝日など)に申出(請求)を行った場合は、休日明けに修正内容の確認をし、修正を行います。

なお、郵送の場合と同様、修正内容によっては本人又は元の届出(報告)を行った管理者等に内容確認を求める場合があります、修正するまで数日間かかることがあります。

(5) 修正請求があった場合の確認依頼書

自分以外の牛の管理者(農家)が届出(報告)を行った記録の修正・取消を行う場合は、当該届出(報告)を行った牛の管理者(農家)に対してセンターから、FAX又は郵送により確認依頼書【別紙3】(P39)を送付し、修正内容の確認をお願いしています。確認依頼書【別紙3】が届いた場合は、内容確認の上、必要事項を記入し、センターあてにFAX又は郵送で返信してください。

ご返答がないと修正することができませんので、必ずご返答をお願いします。

●注意事項

1. 修正請求を受理できない場合

農家コード及び個体識別番号の修正は行っていませんので受理できません。また、修正請求書に未記入や不明な点(誤り)がある場合も受理できません。このように、修正請求書を受理できない場合は、請求者にご連絡します。

なお、農家コード及び個体識別番号を誤って届出(報告)し、牛個体識別台帳(全国データベース)に記録されている場合は、最寄りの農林水産省 地方農政局 県域拠点(P62)にご相談ください。

2. 修正請求の処理結果について

現在、届出Webシステムからの修正請求以外は、修正請求の手続が完了した旨の連絡を行っていません。センターの「牛の個体識別情報検索サービス」の画面によって、自分の行った修正内容の確認をお願いします。

3. お急ぎの修正について

届出(記録)を修正する場合、センターでは、電話やメール、FAXでの受付は行っていません。
お急ぎの方は、農林水産省 地方農政局 県域拠点(P62)にご相談願います。

4. 「既に譲渡(転出)している牛」について、修正請求を行った場合の留意事項

既に譲渡(転出)している牛の個体情報「出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、種別(以下「基本4情報」という。)」の一部又は全部を修正した場合には、譲渡先の農家(転出先)における家畜共済及び牛マルキン等の申請や交付等に影響を及ぼすことが考えられます。このため、基本4情報の修正を行った場合は、速やかに、当該牛の譲渡先の農家に対して、修正を行った旨を通知し、その内容の説明を行っていただくようお願いします。

また、当該牛の譲渡先の農家との間で、牛の取引上の問題が生じた場合は、当事者間で話し合いをして解決いただくようお願いします。